

平成27年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,066,005千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

- 第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年12月1日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 市債		226,000	332,000	558,000
	1. 市債	226,000	332,000	558,000
歳入合計		734,005	332,000	1,066,005

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

第2表 継続費

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 工業用地造成事業費	1 工業用地造成事業費	工業用地造成事業（観音原地区）	502,000	平成27年度	332,000
				平成28年度	150,000
				平成29年度	20,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用地造成事業 (観 音 原 地 区)	千円 226,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 558,000	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	226,000	—	—	—	558,000	—	—	—